

令和4年(ワ)第55555号

ver1.2 (別紙)

原告 甲野太郎

最終更新日: R4.10.1

被告 乙山二郎

最終更新者: 原告代理人

## 主張一覧表

(★は当事者による求釈明、●は裁判所による求釈明)

### 第1 事案の概要

原告の主張	証拠	被告の認否・主張
事故の概要 (以下「本件事故」という。)		
1 日時・場所 ① 令和3年4月1日 午後3時00分頃 ② 大阪市北区西天満〇丁目〇番〇号先路上 (以下「本件事故現場」という。)	甲1	認める。
2 関係車両等 (原告側) ① 車種等 普通乗用自動車 ② 登録番号 なにわ〇〇〇〇〇 (以下「原告車」という。) ③ 運転者 原告 ④ 同乗者 なし ⑤ 所有者等 原告車の所有者は原告である。	①～③ は甲1	①～④は認め、⑤は不知。 ★原告車の車検証を提出されたい。
3 関係車両等 (被告側) ① 車種等 普通乗用自動車 ② 登録番号 なにわ△△△△△ (以下「被告車」という。) ③ 運転者 被告 ④ 所有者等 被告車の所有者は被告である。	①～③ は甲1	認める。
4 事故の種類 側面衝突	甲1	認める。
責任原因 (※被告が複数の場合は、被告ごとに根拠条文を記載してください。)		
<input checked="" type="checkbox"/> 民法709条	過失の内容は、第2の「事故態様、過失等に関する主張」の「原告の主張」欄記載のとおりである。	争う。
<input type="checkbox"/> 民法715条	被告〇〇は、被告△△の被用者であり、本件事故は被告△△の事業の執行中に生じた。	
<input checked="" type="checkbox"/> 自賠法3条 (人損について)	被告は、自己のために自動車を運行の用に供する者である。	認める。
<input type="checkbox"/> その他		

## 第2 事故態様、過失に関する主張

原告の主張	被告の認否・主張
<b>事故態様に関する主張</b>	
<p>1 事故態様について</p> <p>(1) 原告車は、本件事故現場の信号機により交通整理の行われている交差点（以下「本件交差点」という。）に青信号で進入し、交差点中央付近で右折待ちをしていた。</p> <p>(2) その後、対面信号機が右折の青色矢印信号となったため、原告車は右折を開始したところ、被告車が対向車線から赤信号を無視して直進し、原告車に衝突した（甲○、実況見分調書）。</p> <p>2 被告の認否に対する反論</p> <p>被告は、本件事故直後に実施された実況見分において、対面信号機が赤色の状態で本件交差点に進入した旨の指示説明をしている（甲○、実況見分調書）。</p> <p>本件交差点の信号機に関する信号サイクル表（甲○）によれば、被告車の対面信号機が赤色の時、原告車の対面信号機は、5秒間青色矢印となっている。</p> <p>以上より、被告の主張は理由がない。</p> <p>3 被告の主張2に対する反論</p> <p>（略）</p>	<p>1 認否</p> <p>(1)は認める。</p> <p>(2)のうち、原告車が右折を開始したこと、被告車が対向車線から直進し、原告車に衝突したことは認め、その余は否認する。</p> <p>原告車の右折時における対面信号は、右折の青色矢印ではなく、黄信号であった。また、被告車の対面信号は、赤信号ではなく、黄信号であった（乙○、防犯カメラの映像）。</p> <p>2 原告の主張2に対する反論</p> <p>（略）</p>

原告の主張	被告の認否・主張
<b>過失及び過失相殺に関する主張</b>	
<p>1 被告の過失について</p> <p>被告車は、信号機の表示に従って、本件交差点に進入すべきであったにもかかわらず、赤信号で本件交差点に進入しており、本件事故は、被告の一方的な過失により発生した。</p> <p>2 過失相殺について</p> <p>事故態様は上記のとおりであり、別冊判タ</p>	<p>1 原告の主張1について</p> <p>争う。被告は赤信号で本件交差点に進入していない。</p> <p>2 過失相殺について</p> <p>原告は、対面信号が黄信号であったにもか</p>

38号の【113】によれば、原告に過失はないから、過失相殺をすべきではない。

かわらず、対向車線を走行する被告車の動静を注視せず、被告車が本件交差点に進入しないと軽信して、右折を開始した過失がある。

別冊判タ38号の【108】によれば、原告には少なくとも30%の過失がある。

### 第3 傷害、後遺障害に関する主張

原告の主張	被告の認否・主張
<b>傷害に関する主張</b>	
<p>1 受傷者 原告 (平成4年3月1日生。事故時28歳)</p> <p>2 傷病名(甲〇、診断書) 頸椎捻挫</p> <p>3 治療経過の概要 別紙治療関係費計算表のとおりである。</p>	<p>1 受傷者 認める。</p> <p>2 傷病名 認める。</p> <p>3 治療経過の概要 原告が、別紙治療費等計算表のとおり通院したことは認めるが、必要な治療期間は否認しないし争う。  診療録等を取り付けた上で、追って詳細に主張する。</p>
<p>1 被告の主張1に対する主張 治療経過が被告の主張1のとおりであることは、認める。</p>	<p>1 原告の治療経過 原告の通院した医療機関の診療録等から認められる治療経過は、次のとおりである。 (1) 西天満総合病院(乙〇) ..... (2) 丙川クリニック(乙〇) .....</p>

原告の主張	被告の認否・主張
<b>症状固定日に関する主張</b>	
<p>症状固定日(甲〇、後遺障害診断書) 令和3年9月30日(症状固定時29歳)</p>	<p>争う。遅くとも令和3年6月30日には症状は固定していた。同年7月1日以降については、治療の必要性を欠く。</p>
<p>1 症状固定日が令和3年9月末である理由 (1) 本件事故は、本件交差点を右折した原告車と直進車である被告車が衝突した事故であり、これにより原告車は全損となる(甲〇)など本件事故の衝撃は相当に大きかった。 (2) 原告は、本件事故後に西天満総合病院に救急搬送されており、その後も継続して丙</p>	<p>1 症状固定日が令和3年6月末である理由 (1) 原告は、本件事故から6か月間にわたり、通院を継続しているが、前記の治療経過のとおり、令和3年5月以降は症状に変化のない状態が継続しており、同月頃から通院頻度も減っている。また、原告の受けた治療は当初から保存的療法にとどまっている。</p>

<p>川クリニックへの通院を継続している。これまで被告側の保険会社が治療費を負担しており、その間に治療を受けることについて特に異論も述べていなかった。</p> <p>(3) そして、原告の通院については、医師の指示を受けた上、1週間に1日程度の通院を継続し、医師から令和3年9月30日をもって症状固定との診断を受けている以上、医師の判断を尊重すべきである。</p>	<p>(2) 頸椎捻挫の病態は軟部組織の損傷であり、その組織損傷は2～4週間程度で修復され、疼痛等の症状も3か月程度の通院治療を経て軽快するのが一般的である（乙〇、××医師の意見書）。</p> <p>(3) これらの事情を踏まえれば、原告の症状は、遅くとも令和3年6月30日には症状固定に至っていたというべきである。</p> <p>2 原告の主張1に対する反論</p> <p>(1) 原告車の損傷部位は××にとどまっており、衝撃の程度が大きかったとはいえない。</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

原告の主張	被告の認否・主張
<b>後遺障害に関する主張</b>	
<p>1 後遺障害の内容（甲〇、後遺障害診断書） 頸部痛</p> <p>2 自賠償の判断（甲〇、後遺障害等級認定票） 別表第二14級9号（局部に神経症状を残すもの）</p>	<p>自賠償において別表第二14級9号との判断がされたことは認め、後遺障害が残存したことは否認する。診療録等を取り付けた上で、追って詳細に主張する。</p>
<p>1 後遺障害が残存したといえる理由</p> <p>(1) 画像等の他覚的所見や神経学的所見がないからといって、後遺障害が残存していないことにはならない。</p> <p>(2) 本件事故は、本件交差点を右折した原告車と直進車である被告車が衝突した事故であり、これにより原告車は全損となるなど本件事故の衝撃は相当に大きかった。</p> <p>● 原告車の損傷状況が明らかになる証</p>	<p>1 後遺障害が残存していないこと</p> <p>(1) 原告の治療経過の欄で述べたとおり、原告の頸部痛については、症状を裏付ける画像等の他覚的所見はなく、また、神経学的所見も認められず、原告に後遺障害が残存しているとはいえない。</p> <p>(2) 時間の経過とともに原告の症状は軽快しており、診療録には「調子がいい」「随分よくなっている」などの記載も見られる上</p>

<p>抛を提出されたい。</p> <p>(3) 原告は、本件事故直後から頸部痛を一貫して訴えており、西天満総合病院へ救急搬送された後、丙川クリニックに継続的に通院して治療を受け、カルテにも「頸が痛い」との記載が継続してみられ（乙〇、10、14頁）、痛みが続くため、令和3年7月になっても仕事を休まざるを得なかった（甲〇、休業損害証明書）。</p> <p>(4) そして、原告を継続的に診療していた医師が頸部痛の後遺障害が残存したとの診断をしている上（甲〇、後遺障害診断書）、自賠責保険の後遺障害認定手続において、後遺障害等級14級9号に該当するとの認定がされている（甲〇、後遺障害等級認定票）。</p> <p>(5) これらの事情によれば、原告に後遺障害が残存していることは明らかであり、労働能力喪失期間が5年を下回ることはない。</p>	<p>（乙〇の5、8頁）、原告は、症状固定時29歳と若年であることを考慮すれば、原告に将来にわたって回復が見込まれない障害が残存しているとはいえない。</p> <p>(3) 仮に、原告に後遺障害が残存しているとしても、上記の事情を踏まえれば、労働能力喪失期間は長くても3年である。</p> <p>2 原告の主張1に対する反論 (略)</p>
---	--

#### 第4 損害に関する主張

原告の主張	被告の認否・主張
<p>別紙損害額一覧表の「原告主張額」及び「原告の主張の要旨」欄のとおりである。</p>	<p>別紙損害額一覧表の「被告の認否及び主張の要旨」欄のとおりである。</p>
<p>1 休業損害について</p> <p>(1) 原告の職業及びその具体的内容 社員。事務所内におけるパソコン作業や電話対応等</p> <p>(2) 基礎収入 月額25万円（事故前月）</p> <p>(3) 休業期間 原告は、本件事故による通院のために、合計○日間、勤務先を欠勤せざるを得なくなった。</p> <p>(4) 休業損害の額 原告は、上記(3)の欠勤により減給となり、本件事故から症状固定日までの6か月間の給与として合計100万円の支払しか受けることができなかった（甲○、休業損害証明書）。 したがって、原告には、25万円×6か月－100万円＝50万円の休業損害が生じている。</p> <p>2 休業の必要性について 症状固定の欄で述べたとおり、原告についての症状固定時は令和3年9月30日であり、同日まで休業の必要性があった。</p>	<p>1 休業損害について</p> <p>(1) 原告の職業 認める。</p> <p>(2) 基礎収入 ★ 事故前3か月の収入を書証とともに明らかにされたい。</p> <p>(3) 休業期間 知らない。診療録等を取り付けた上で、追って詳細に主張する。</p> <p>(4) 休業損害の額 知らない。診療録等を取り付けた上で、追って詳細に主張する。 ★ 減給になったことが明らかになる証拠を提出されたい。</p> <p>2 休業の必要性について 原告の治療経過の欄で述べたとおり、原告の症状からすれば、通院日に仕事を丸1日休業する必要はない。また、原告の症状は遅くとも令和3年6月30日には症状固定となっていたから、同年7月1日以降の通院のための休業損害は認められない。</p>
<p>1 整骨院の施術について (略)</p>	<p>1 整骨院の施術について 整骨院において施術を受ける必要性や相当性はなく、整骨院の施術費、整骨院への通院交通費、通院に伴う休業損害は、本件事故と相当因果関係がない。 なお、施術の必要性については、施術録を</p>

	取り付けた後で、具体的に主張する。
--	-------------------



## 第5 その他の主張

原告の主張	被告の認否・主張
1	1